

●香川県告示第116号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成27年3月31日から施行する。

平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 指定代理金融機関</p> <p>(1) 名称並びに取り扱う収納及び支払の事務</p> <p>ア 株式会社 香川銀行</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 指定代理金融機関</p> <p>(1) 名称並びに取り扱う収納及び支払の事務</p> <p>ア 株式会社 香川銀行</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) 小規模企業者等設備導入資金貸付金の支払の事務</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>